

NISA の非課税期間終了に伴うロールオーバーQ&A

Q1. 非課税期間の終了に際して、どのような選択肢がありますか。

A1. 2018 年中の解約のほか、図中の①および②の選択肢があります。

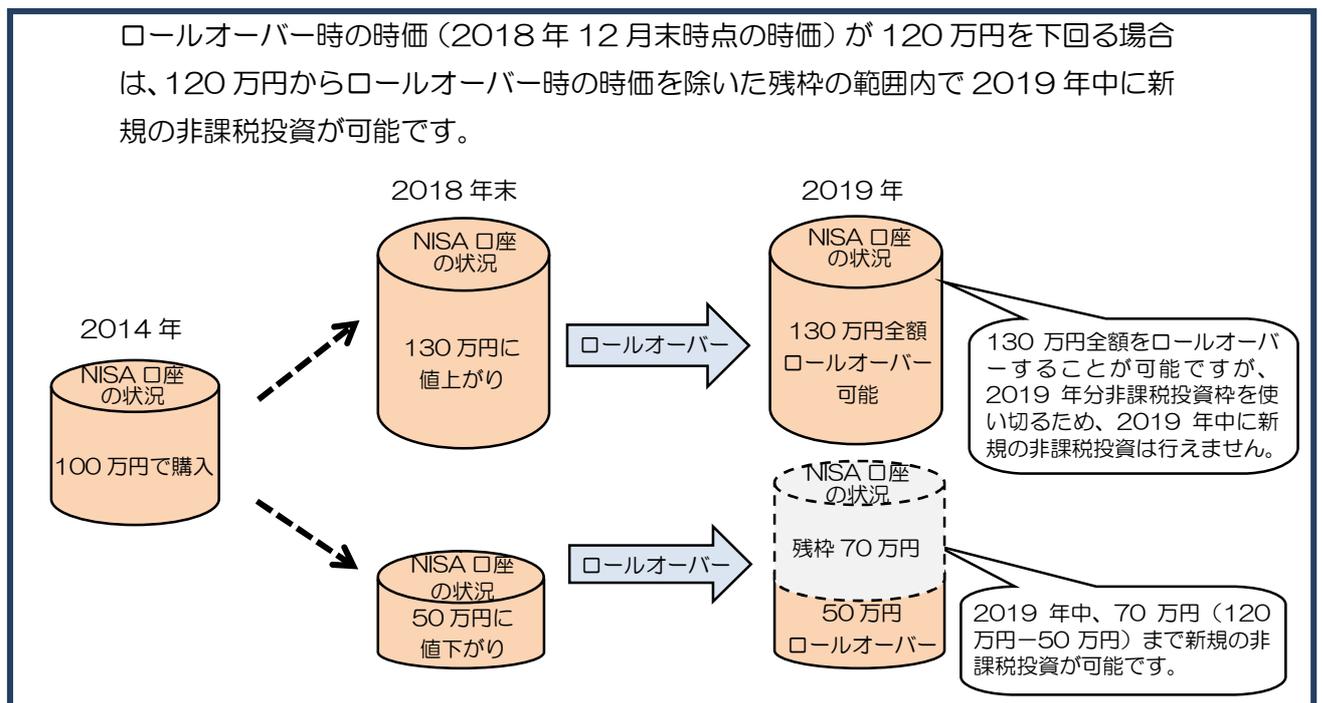
年	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	...	
2014	100万円 を上限	非課税期間（5年間）						②課税口座（特定口座または一般 口座）へ移管				
2015		100万円 を上限				① ロール オーバー						
2016			120万円 を上限									
2017				120万円 を上限								
2018					120万円 を上限							
2019						120万円 を上限	非課税期間（5年間）					

Q2. ロールオーバーの手続きの方法を教えてください。

A2. 10 月以降に、「非課税口座内上場株式等移管依頼書」を当庫にご提出していただく
ことが必要になります。

Q3. 投資信託の基準価額上昇等により、非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）へのロー
ルオーバー時の時価（2018 年 12 月末時点の時価）が 120 万円（2019 年の非
課税投資枠の上限）を超えた場合、全額ロールオーバーできますか。

A3. 120 万円を超えても全額ロールオーバーできます。ただし、2019 年の非課税投資
枠を全額使用しますので、2019 年中に新規の非課税投資はできません。



Q4. 非課税期間終了となる投資信託の残高のうち一部の銘柄をロールオーバー、一部の銘柄を課税口座に移管することはできますか。

A4. できます。(銘柄単位で選択できます。)

Q5. 非課税期間終了となる投資信託の残高がある場合に、何も手続きをしないとどうなりますか。

A5. 課税口座に自動的に移管されます。この場合、移管後の普通分配金、譲渡益等は課税されます。

当庫に特定口座を開設している場合は特定口座に、特定口座を開設していない場合は一般口座に移管されます。

Q6. 2014 年中に NISA 口座（一般 NISA の勘定である非課税管理勘定）で購入した投資信託を課税口座に移管した場合、当該投資信託の取得価額（解約した場合に課税されるかの基準となる価額）はどうなりますか。

A6. 取得価額は課税口座への移管時の時価（2018 年 12 月末時点の時価）となります（購入当初の取得価額とはなりません）。

(例) <2014 年に 80 万円で購入した投資信託を課税口座に移管した場合>

⇒移管時の時価(2018 年 12 月末時点の時価)が 60 万円に値下がりしていれば、課税口座に移管後の取得価額は 60 万円になります。

その後、当該投資信託が 70 万円に値上がりした時点で解約した場合、解約価額と取得価額の差額である 10 万円(=70 万円-60 万円)に対して課税されます。

このような場合、実際には利益が出ていないにもかかわらず、課税されることとなります。

Q7. 現在、つみたて NISA を利用しています。2014 年に NISA 口座（一般 NISA の勘定である非課税管理勘定）で購入した投資信託を累積投資勘定（つみたて NISA の勘定）にロールオーバーすることはできますか。

A7. 累積投資勘定（つみたて NISA の勘定）にロールオーバーすることはできません。2014 年に NISA 口座（一般 NISA の勘定である非課税管理勘定）で購入した投資信託をロールオーバーする場合には、2019 年には非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）が設定されるよう、事前に「勘定変更」のお手続きをしていただく必要があります。(その場合、2019 年中はつみたて NISA を利用できません。)

Q8. 2014 年に当庫の NISA 口座で購入した投資信託を、2019 年に他の金融機関の NISA 口座に設定される非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）にロールオーバーすることはできますか。

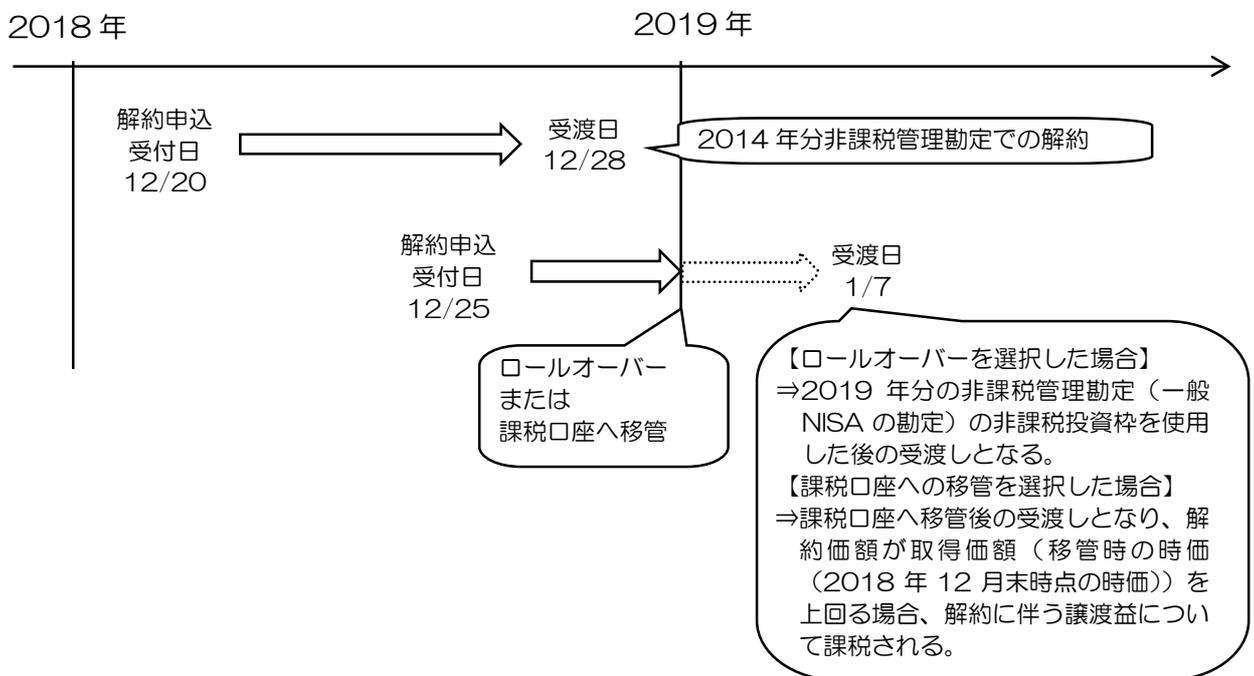
A8. できません。ロールオーバーを希望される場合は、「金融機関変更」の手続きを行い、当庫のNISA口座に2019年分の非課税管理勘定(一般NISAの勘定)を設定して、ロールオーバーのお手続きをしていただく必要があります。

Q9. 2014年中にNISA口座で購入した投資信託を、2018年中に解約する場合に注意すべきことはありますか。

A9. 2018年中の解約を希望される場合、銘柄に応じて、2018年12月28日(最終営業日)の4~6営業日前までに解約申込を行っていただく必要があります※。

※投資信託の「受渡日(ご指定口座への解約金入金日)」は、解約申込受付日から起算して4~6営業日後(詳細については投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください)になります。受渡日が2019年1月となった場合、ロールオーバーを選択されたお客様については、一度、2019年分の非課税管理勘定(一般NISAの勘定)にロールオーバーされた後の受渡しとなるため、2019年分の非課税管理勘定(一般NISAの勘定)の非課税投資枠が使用されます(Q3参照)。また、課税口座への移管を選択されたお客様については、課税口座への移管後の受渡しとなるため、解約価額が取得価額(移管時の時価(2018年12月末時点の時価))を上回る場合、解約に伴う譲渡益について課税されます(Q5、Q6参照)。

(例) <受渡日が解約申込受付日から起算して6営業日後になる場合>



Q10. 非課税期間終了に伴い、NISA口座から課税口座に移管した投資信託を再度NISA口座に戻すことはできますか。

A10. 課税口座へ移管した投資信託をNISA口座へ戻すことはできません。

Q11. 非課税期間終了に伴い、非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）へロールオーバーした投資信託をその後、課税口座に移管することはできますか。

A11. 移管することはできます。ただし、当該非課税枠の再利用はできません。
また、取得価額は課税口座への移管時の時価となります（購入当初の取得価額とはなりません）。

Q12. 2018 年末で非課税期間終了となる投資信託の残高の確認方法を教えてください。

A12. 対象となるお客様には、9 月下旬頃に書面にてご通知する予定です。
また、へきしん投信インターネットサービスをご利用のお客様であれば、「資産管理」－「非課税口座枠・残高照会」－「2014 年分 非課税枠・非課税残高の状況」でもご確認いただけます。

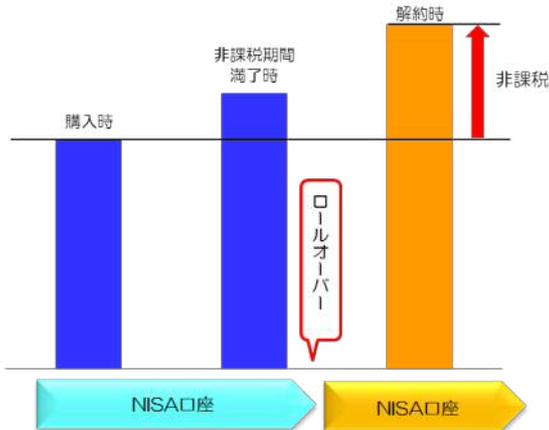
Q13. ロールオーバーするかしないか、どのように判断したら良いですか。

A13. どのような選択をするのが良いかは、お客様の状況やマーケットの環境等によって異なってきますが、いずれの場合においても、以下のようなことを総合的に勘案する必要があります。

- ・NISA 口座で保有する投資信託等の譲渡益および分配金については非課税となる一方、譲渡損失についてはなかったものとされ、課税口座で発生した譲渡益等と損益通算等（上場株式等の譲渡損益の通算および譲渡損失と配当等との損益通算、譲渡損失の3年間の繰越控除）ができないこと
- ・ロールオーバーを選択せず、課税口座へ移管した場合の課税口座における取得価額は移管時の時価（2018 年 12 月末時点の時価）となること
- ・ロールオーバーをすると、2019 年の非課税投資枠を使用すること（2019 年の新規投資可能額については、Q3 を参照）
- ・当該投資信託に投資をした目的が達成されたかどうか（継続保有すべきか解約すべきか）
- ・2019 年の非課税投資枠を新規投資に充てるのと、ロールオーバーするのと、どちらが税制上の恩恵を受けることができるか
- ・2019 年に新たな資金で非課税投資をしようと思っているかどうか
- ・つみたて NISA の制度を利用しようと思っているかどうか 等

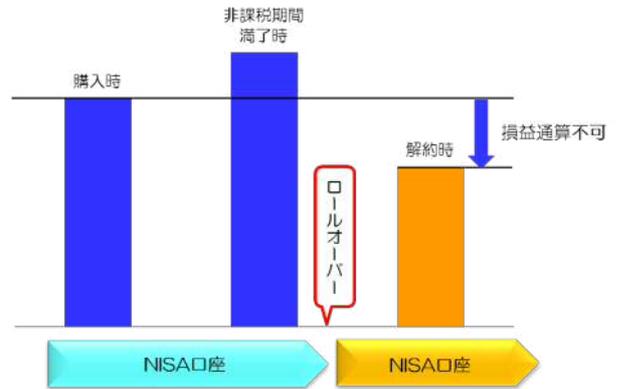
非課税管理勘定（一般 NISA の勘定）へロールオーバーする場合

①ロールオーバー後、購入時より高い価額で解約する場合



- 購入時からの値上がり益が全額非課税となります。
- ロールオーバー時に翌年の非課税投資枠を使用しますので、翌年はロールオーバーした分の非課税投資枠は利用できません。

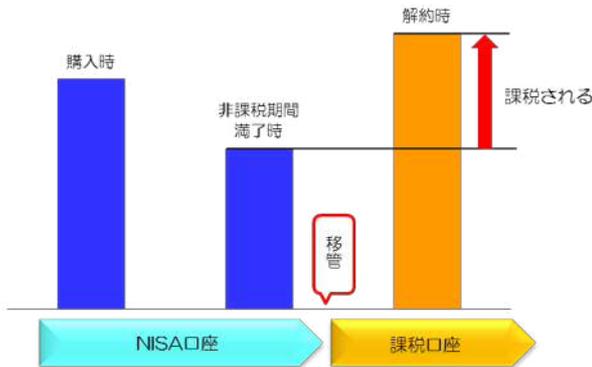
②ロールオーバー後、購入時より低い価額で解約する場合



- 値下がりによる損失は、損益通算できません。
- ロールオーバー時に翌年の非課税投資枠を使用しますので、翌年はロールオーバーした分の非課税投資枠は利用できません。

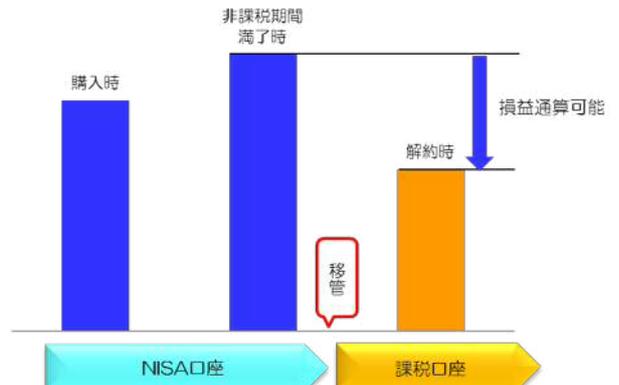
課税口座（特定口座または一般口座）へ移管する場合

③移管時より高い価額で解約する場合



- 非課税期間満了時（移管時）からの値上がり益は全額課税されます。
- 翌年はロールオーバーしなかった分の非課税投資枠が利用できます。

④移管時より低い価額で解約する場合



- 値下がりによる損失を、損益通算することができます。
- 翌年はロールオーバーしなかった分の非課税投資枠が利用できます。